

定 款

一般社団法人 miraii

令和 4 年 6 月 10 日 制定

一般社団法人 miraii 定款

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人 miraii と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、小児慢性特定疾患患児に対する支援事業を行い、小児慢性特定疾患患児の健全な育成と成長を支えることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る事業
- (2) 保健、医療又は福祉の増進及び普及啓発を図る事業
- (3) 学校教育・社会教育・生涯教育の充実に目的とした教育事業及び教育支援事業
- (4) スポーツ・文化活動等の体験活動を促進する教育事業及び教育支援事業
- (5) 社会教育の推進を図る事業
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
- (7) 情報化社会の発展を図る事業
- (8) 小児慢性特定疾患を持つ子どもについての調査・研究・分析事業
- (9) 小児慢性特定疾患を持つ子どもたちのためのネットワークの確立を図る事業
- (10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国ならびにオンラインにおいて行うものとする

第 3 章 社員

(法 人 の 構 成 員)

第 5 条 当法人に次の会員をおく。

- (1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員 本会の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (3) 利用者会員 本会の目的に賛同して入会してきたサービス利用者
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同してその事業を推進するために入会した法人又は団体

2 前項の(1)(2)の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

(社 員 の 資 格 の 取 得)

第 6 条 個人会員・団体会員・利用者会員・賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより入会の申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 入会の承認を受けた者に対しては、当法人から本人に通知する。

(経 費 の 負 担)

第 7 条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時および毎年、社員は、社員総会において別に定める会費を納める義務を負う。

2 会員がすでに納入した会費は返還しない。

(任 意 退 社)

第 8 条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも当法人を退会することができる。

(除 名)

第 9 条 社員が次の各号の一に該当するに至った場合には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。この場合、当該社員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において 弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 賛助会員が前項各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって、除名することができる。この場合、当該賛助会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(社 員 資 格 の 喪 失)

第 10 条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき
- (5) 総社員が同意したとき

(会 員 名 簿)

第 11 条 当法人は、会員の氏名、名称及び住所並びに種別を記載した会員名簿を作成する。

第 4 章 社員総会

(構 成)

第 12 条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権 限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 14 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 3 月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 16 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決 権)

第 17 条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議 事 録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役 員 の 設 置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上5名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち1名を理事長、2 名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役 員 の 選 任)

第 21 条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、報酬等として支給することができる。

(役員 の 解任)

第 26 条 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第 6 章 顧問、相談役および参与

(顧問、相談役および参与)

第 27 条 当法人に、任意の機関として、若干名の顧問、相談役および参与置く。

2 顧問、相談役および参与は、次の職務を行う。

(1) 理事長からの相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問、相談役および参与の選任および解任は、理事会において決議する。

4 顧問、相談役および参与の報酬は、無償とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長および常務理事の選定及び解職

(招 集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 資産及び会計

(事 業 年 度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰 余 金 の 分 配 の 禁 止)

第 36 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事 業 計 画 及 び 収 支 予 算)

第 37 条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成する。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

(事 業 報 告 及 び 決 算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を、定時社

員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定 款 の 変 更)

第 39 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(事 業 の 全 部 譲 渡)

第 40 条 当法人が事業の全部を譲渡する場合には、社員総会の決議によらなければならない。

(解 散)

第 41 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併により当法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令の確定

(残 余 財 産 の 帰 属)

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

第 43 条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第 11 章 基金

(基 金 の 拠 出 等)

第 44 条

当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きに関しては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 12 章 事務局

(設 置 等)

第 45 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第 13 章 補則

(細 則)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、当法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時社員の氏名および住所は、以下のとおりとする。

氏名 住所

加藤 めぐみ

鳥本 和恵

杉浦 登喜子

墨田 智紀

茅野 茂樹

望月 有子

3 この法人の最初の理事および監事の氏名は、以下のとおりとする。

理事 加藤 めぐみ

理事 墨田 智紀

理事 杉浦 登喜子

理事 茅野 茂樹

理事 鳥本 和恵

監事 望月 有子

4 この法人の設立時理事長は、設立時理事の互選によって選定する。

5 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月31日とする。

以上、一般社団法人 miraii 設立のため、設立時社員兼設立時社員鳥本和恵及び同杉浦登喜子の定款作成代理人加藤めぐみは、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

2022年6月10日

設立時社員兼設立時社員鳥本和恵及び同杉浦登喜子の定款作成代理人 加藤めぐみ

この定款はホームページ掲載のため、個人情報保護を目的から一部原本と相違があります